

かわにし

vol. 106



多摩区二ヶ領用水の桜

Index

- 隠れた名店めぐりレポート vol.52
- 自主点検チェックシート3
- 川崎西税務署からのお知らせ4、5
- 地方税のお知らせ6、7
- 税制改正について8、9
- 活動報告10
- 新春講演会・賀詞交歓のつどい11
- 絵はがきコンクール12、13
- 行事予定・新入会員紹介とのお知らせ14、15

けんたくん★5つの間違いを探せ！ 応募してQUOカードをGET！



上の2つの絵には5つの間違いがあります。それはどこでしょうか？

正解者の中から抽選で10名様に**「QUOカード500円分」をプレゼント!**
クイズの答えと、「かわにし」のご感想、ご住所、お名前、お電話番号を明記の上、ハガキまたはFAX、E-mailにて4月27日(月)までにお送りください。右記二次元バーコードからもご参加いただけます。

〒215-0036 川崎市麻生区はるひ野1-15-1

リーデンスクエアはるひ野 102号室

FAX : 044-980-4646

mail : info@kawasakinishihojinkai.or.jp



抽選で10名様に
**QUOカード
500円分
プレゼント!**



公益社団法人

川崎西法人会

<http://www.kawasakinishihojinkai.or.jp/>

隠れた名店めぐりレポート vol.5

いつのまにか、OPENしていたお店や、隠れ家的存在のお店、「かわにし」編集スタッフのイチオシのお店などを不定期に歩いて紹介します！



アイシングクッキー専門店 アンフィニユ (Infinil)

向ヶ丘遊園駅北口から徒歩約1分。

向ヶ丘遊園になにやらかわいいオリジナルのクッキーを販売しているお店があると聞き、「アンフィニユ」に突撃レポートを敢行。店名には「アイシングクッキー専門店」という表示が。どんなお店か早速店内へ…。

アイシングクッキーって何？

アイシングクッキーとは、粉砂糖や卵白を混ぜてつくった液体をチューブから絞り出し、クッキーの表面をデコレーションしたお菓子のこと。乾燥させると表面がしっかり固まるので持ち歩きもしやすく、プレゼントなどにぴったり。また、見て楽しめ、食べて楽しめることに他のプレゼントなどとは違った魅力があるという。

新たなチャレンジで大阪から関東へ進出。

オーナーの徳野さんは、大阪で「アイシングクッキー」の卸業を約8年行なっていて、依頼されたデザインを大量生産していたとのこと。大手企業などのオリジナルキャラクターや社名ロゴ、大手レコード会社所属の歌手のノベルティ商品としてのクッキー受注などをしてきたが、自ら考えたオリジナルのアイシングクッキーを販売してみたいとの理由から、店舗を構えて販売することを決心。関東エリアに絞って、人が多すぎず、少なすぎない場所を探していたところ、街の再開発が進んでいる向ヶ丘遊園に目をつけ、自分も街の発展に貢献できればと、この地に店を構えることに。

人を笑顔にする仕事に誇りを持ち、将来の夢を実現するために。

店名の「アンフィニユ」とはフランス語の「アンフィニ」(意味：無限)の造語。「無限の可能性を秘める」という意味がこめられている。オーナーの徳野さんは、将来はニューヨークでアイシングクッキーのお店をオープンさせる夢を持っていて、まさに店名にその気持ちが込められているのだと実感。

個人からの依頼も受けており、仕上がりに満足いただき、お客様の笑顔をみるのがこの仕事の醍醐味だという。



店内には、オリジナルのかわいいアイシングクッキーが並ぶ

リピート率が高く、友人などへお礼として「ありがとう」「Thank you」などのメッセージ付きのクッキーがよく売れるとのこと。また、ハロウィンやクリスマスなど季節ごとにオリジナルのクッキーが並ぶので、店で選ぶのも楽しめる。家族やお子さんの誕生日や記念日などにメッセージを添えたり、キャラクター物や、愛犬などをモチーフにしたクッキーも作ってくれるので、興味のある方は、お店へ足を運んでみよう！デザイン、色彩、味を同時に楽しめるクッキーは必見！

店内はそのほか、グルテンフリーや低糖質のケーキなども。

店内には、小麦粉アレルギーの方への商品も。米粉を使用した焼き菓子や低糖質のケーキなども販売。

私(筆者)もオリジナルのクッキーを作ってもらいたいなあとデザインをぼんやり思い浮かべながら記事を書いたのであった。



コップのフチにひっかかるタイプ。

「アンフィニユ」 Tel : 044-299-6801 不定日営業
 県川崎市多摩区登戸 1891-5-101
 営業 : 10:00 ~ 18:00
<https://infinil.com>



企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に(法人会 自主点検チェックシート)と記入することができます。

- 平成30年4月1日以後終了事業年度より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、(表面)に8.(5)「社内監査」欄が新たに設けられました。



「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査

実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート(国税庁後援)は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組みされていない経営者の皆様も、是非一度お試しください。

- また、「法人事業概況説明書」(裏面)17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。



(記入例)

17 加入組合等の状況

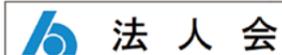
〇〇法人会会員
(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
法人会の会員であることをご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



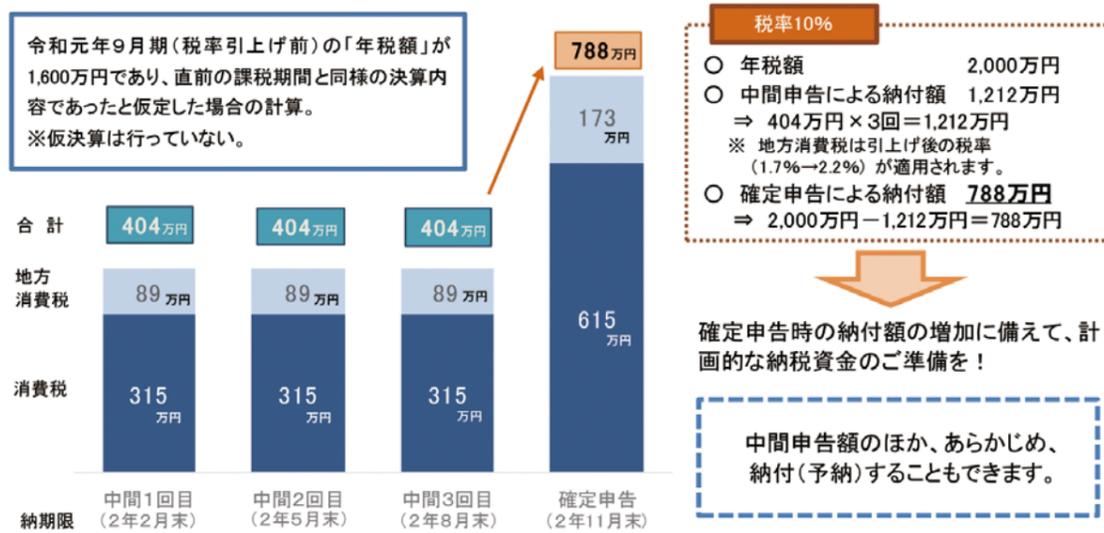
URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

- 消費税率引上げ直後の課税期間においては、中間申告額は、直前の課税期間に係る8%の税率を基礎として計算した額となりますが（仮決算をした場合を除く。）、確定申告額は10%の税率で計算した額となるため、確定申告時において、中間申告との差額を納付していただく必要があることから、例年よりも、確定申告時の納付額が高額となる場合があります（図1参照）。
- このため、期限内に納付していただけるよう、計画的な納税資金のご準備をお願いいたします。

【図1】（具体例）9月決算法人の申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）

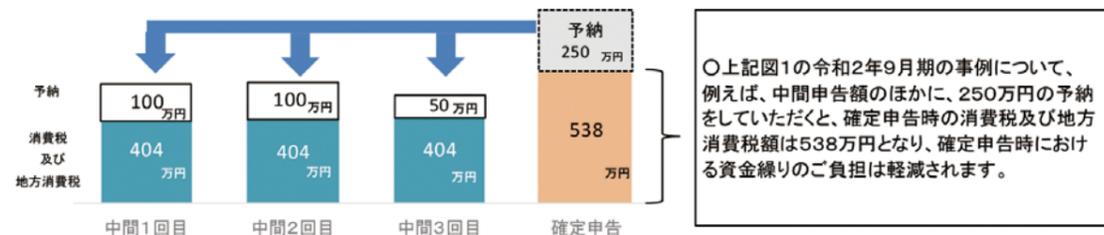
○ 令和2年(2020年)9月期(税率引上げ後)



簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

- 確定申告時の納付額の増加に備え、ダイレクトを利用した予納制度を活用し、あらかじめ、一部を納付(予納)することで、資金繰りの平準化が期待できます(図2参照)。是非ご利用ください。
- ダイレクト納付を利用した予納制度についての詳細や、その他便利な納付手段については国税庁ホームページをご覧ください(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/O2.htm>)。

【図2】 中間申告額のほか、任意の金額を納付(予納)する場合



YouTubeの国税庁動画チャンネル内に
消費税の軽減税率制度
に関する動画を掲載しました！

よくわかる
消費税

軽減税率制度

いつでも♪どこでも♪
気軽にアクセス♪



消費税の軽減税率制度に対応した
経理・申告ガイド

～区分経理(記帳)から消費税申告書作成まで～

よくわかる消費税軽減税率制度 全4回

第1回	・消費税の軽減税率制度の概要 ・軽減税率の対象品目	(約9分)
第2回	・区分記載請求書等保存方式	(約7分)
第3回	・税額計算 ・中小事業者の税額計算の特例	(約7分)
第4回	・適格請求書等保存方式	(約13分)

消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド 全4回

第1回	・軽減税率制度の概要 ・区分経理、決算処理	(約10分)
第2回	・申告書作成(課税標準額・消費税額の計算から課税売上割合の計算まで)	(約17分)
第3回	・申告書作成(課税仕入れ等の税額の計算から差引税額・地方消費税の計算まで)	(約14分)
第4回	・申告書作成(申告書第一表・第二表の作成)	(約10分)



特別法人事業税の創設に伴う法人事業税の税率改正について
～令和元年10月1日以後に開始する事業年度から～

- ▶ 令和元年度税制改正において特別法人事業税が創設されたことに伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分について、神奈川県県税条例に定める法人事業税の税率を改正しました。
- ▶ なお、同事業年度分から、法人県民税法人税割の税率も変更されます。
- ▶ 具体的な税率については、次の税率表のとおりです。
- ▶ 改正の前後で、法人事業税と地方法人特別税又は特別法人事業税を合わせた税負担は概ね変わりません。

税率表<令和元年10月1日以後に開始する事業年度分>

法 人 事 業 税		特 別 法 人 事 業 税	法 人 県 民 税	
区 分	税 率	の税率	法人税割の税率	
A 及び B 以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.71 (3.5) %	1.8 (1) %	
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.618 (5.3) %		
	所得のうち年800万円を超える金額	7.42 (7) %		
	本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	7.42 (7) %		37%
	所得のうち年400万円以下の金額	0.472 (0.4) %		基準法人 所得割額の
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.826 (0.7) %		
	所得のうち年800万円を超える金額	1.18 (1) %		
	本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人	1.18 (1) %		260%
	付 加 価 値 割	1.26 (1.2) %		-
	資 本 割	0.525 (0.5) %		-
A 特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.71 (3.5) %	基準法人 所得割額の34.5%	
	所得のうち年400万円を超える金額	5.194 (4.9) %		
	特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	6.042 (5.7) %		
	本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	5.194 (4.9) %		
	特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	6.042 (5.7) %		
B 収入金額を課税標準とする法人の収入割	1.06 (1) %	基準法人 収入割額の30%		

- 備考1 基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは標準税率によって計算した所得割額及び収入割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄()書きの税率です。
- 2 「特別法人」とは、地方税法第72条の24の7第5項に規定する農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人などをいいます。
- 3 「公益法人等」には、人格のない社団等、投資法人、特定目的会社などを含みます。
- 4 表中の()書きは、不均一課税対象法人に適用される税率で、その法人の範囲は次のとおりです。
- (1) 法人事業税
資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(「収入金額課税法人」にあつては、収入金額が年12億円)以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)
- (2) 法人県民税法人税割
資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年4,000万円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)
- 5 平成22年9月30日以前に解散した法人については、清算所得に対する課税となり、また、税率は、解散の日現在のものが適用されますので、県税のホームページでご確認ください。

予定申告に係る経過措置

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、次の計算により算出します。

法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額×1.9÷前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の事業税額÷前事業年度の月数×6.3 (※所得割、付加価値割、資本割及び収入割ごとに計算します。)
特別法人事業税	前事業年度の事業税額÷前事業年度の月数×2.3

大法人のみならずへ

eLTAXによる電子申告が義務化されます！

■大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書(申告書の添付書類を含む。)については、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提供しなければならないこととされました。

■対象となる法人

次の内国法人が対象となります。
① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税
法人事業税、特別法人事業税(国税)

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■適用日

令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度から適用

■災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。(国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。)
なお、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

■対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

電子申告義務化についての詳細は、
eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページは
令和元年9月24日に
リニューアルしました！



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆本広告は、地方税共同機構が作成した電子申告義務化に関するお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。

川崎西法人会会員様ご優待のお知らせ

PET-CTがんだックのおすすめ

川崎西法人会会員様の提携医療機関としてご利用できます。先進医療とセカンドオピニオンで信頼を寄せられている専門医を数多く擁する総合病院のPET-CTがんだックです。早目のご予約を、お待ちしております。



◆PET検査の特長◆

早期発見・全身検査・悪性を診断・治療診断・高い安全性

- ・正常細胞と異常細胞(がん細胞等)を区別する手段として、形の変化ではなく「代謝」という全く新しい概念が用いられた画像診断検査です。検査時に陽電子を放出する薬を注射して、体の中で薬が集まる様子を撮影します。
- ・月曜日～土曜日に受診できます。(祝祭日は除く) ※毎週水曜日は女性専用受診日です。PET-CTがんだックは、受付より終了まで約3時間程です。(基本コースのみの場合) ※6時間前より飲食制限あり
～PET-CTがんだック受診の皆様には、当院レストランにて昼食をご提供しております。(13:30以降の受付者除く)～

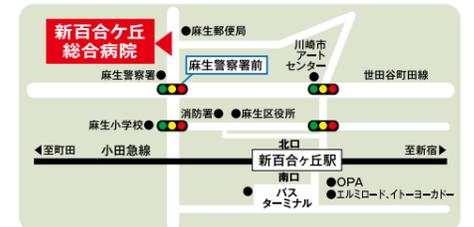


◆こんな方におすすめです◆

PET-CTがん検診の積極的な対象は、中高年者(特に50歳以上)にお勧めします。
※但し、遺伝的に高い発癌リスクを有する方は、この限りではありません。
"がん"の家族歴、喫煙などの危険因子を有するハイリスクな方に重点的にお勧めします。

◆安心のフォロー体制◆

検診結果に対する診療は、専門医による診療が受けられます。
脳検査(オプション)は、当院の専門医が判定を行い、検診後の外来診療もできます。



南東北グループ 医療法人社団 三成会
新百合ヶ丘総合病院

〒215-0026 川崎市麻生区古沢都古255

☎0120-700-098

令和2年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現！

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日か令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

消費税関係

■法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされていました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来の制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■住宅の貸付に係る契約において貸付の用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付に係る契約で、貸付の用途が明らかでない場合であっても、その貸付の用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることとなります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げるようになりました。受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

■振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

川崎西法人会活動報告

各委員会及び部会では、それぞれ次の日程で研修会、ボランティア活動等を開催し、地域社会貢献活動の一環として、幅広く活動しています。

稲田第一・稲田第二ブロック合同年末研修会

2019年12月16日(月)

於：川崎信用金庫 登戸支店会議室

講師：川崎西税務署 法人課税第1部門
統括国税調査官 上村智治氏
演題：「国税組織の機構について」

今年度の稲田第一・稲田第二ブロック合同研修会は川崎信用金庫 登戸支店にある3Fの会議室をお借りして37名が参加する研修会となりました。普段接することが少ない他部門の担当



分野についてなど、統括国税調査官の上村智治氏よりお話をいただきました。

生活習慣病検診

2019年2月4日(火)・12(水)・13(木)

於：麻生市民館

少子超高齢化社会となり勤労者を中心とする人々の健康増進はきわめて重要な課題であることから、会員企業への福利厚生事業の一環として自身の健康増進と健康管理意識を高めるため、年2回(2月と7月)実施されています。今回、3日間で会員102名が受診されました。



健康には
気をつけようワン!



《新春講演会と賀詞交歓のつどい》開催される

1月15日(水)にホテルモリノ新百合丘において会員と一般の参加者など約150名がご出席のもと、恒例の《新春講演会と賀詞交歓のつどい》が開催されました。

新春講演会では北原照久氏を招き、これまでかかわってきた『開運!なんでも鑑定団』の番組裏話や数々の楽しいエピソードを盛り込みながら、約70分間にわたり内容の濃いご講演をいただきました。また50歳を過ぎてから始めたエレキギター、ダイビングライセンス取得、4級小型船舶免許取得等々、何ごとにもチャレンジするその精神に感動を覚えました。



北原 照久氏

続いて会員のみで行われた賀詞交歓のつどいでは全国法人会総連合の小林栄三会長をお招きし、私たちからの質問に対しこれまで培われたご経験から来る会長ならではの貴重なアドバイスをいただきました。鈴木憲治会長の年頭の挨拶、ご来賓の杉浦健川崎西税務署長、田代義高川崎市しんゆり市税事務所長、増山雅久川崎商工会議所副会頭よりご挨拶をいただき、花上美智子神奈川県高津県税事務所長の乾杯により懇談へと移りました。

会場の和やかな雰囲気の中、会員相互の交歓が執り行われました。



小林 栄三 全国法人会総連合会長



鈴木 憲治 川崎西法人会会長



賀詞交歓のつどい

**北原 照久氏著書
サイン本を
5名様にプレゼント!**

応募方法は下記よりお申し込みください。
当選者には発送をもってかえさせていただきます。

Profile

1948年東京生まれ。ブリキのおもちゃコレクターの第一人者として世界的に知られている。大学時代にスキューバ留学したヨーロッパで、古い時計や生活骨董、ポスター等の収集を始める。「多くの人にコレクションを見て楽しんでもらいたい」という思いで、1986年4月、横浜山手に「ブリキのおもちゃ博物館」を開館。現在、テレビ東京「開運!なんでも鑑定団」に鑑定士として出演している他、ラジオ、CM、各地での講演会等でも活躍中。

公益社団法人川崎西法人会 事務局
 川崎市麻生区はるひ野1-15-1 リーデンスクエアはるひ野102号
TEL.044-980-4131
 E-mail info@kawasakinishihokai.or.jp

ホテルモリノ新百合丘

小田急線 新百合ヶ丘駅 南口 すぐ

Telephone. 044-953-5111 (代表) <http://www.hotelmolino.co.jp>

ロビー、中庭 / Lobby, Garden

機能的で、現代感覚あふれる明るいゆとりの80室
250名様までご利用いただける宴会場と小宴会場
和食・洋食・中華の本格レストランに、バーラウンジ

R E S T A U R A N T

フレンチ *Cher* ダイニング

ゆりの

広東名菜
赤坂璃宮

営業時間/7:00~21:00
ランチ 11:00~14:30
ディナー 17:00~21:00

月曜定休(祝日除く)
営業時間/11:30~21:00

営業時間/12:00~23:00
(バータイム17:00~)
*パーティ1名様2,000円より

各レストランでの個室、ラウンジでのパーティも承ります



税に関する小学生 絵はがきコンクール



表彰作品のご紹介

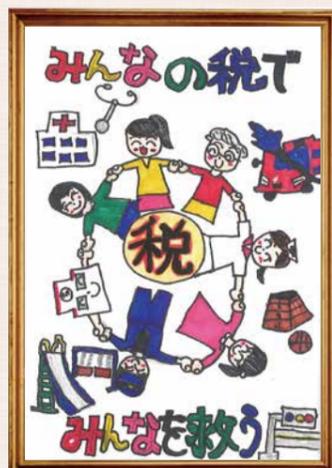
女性部会では、税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということをお小生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうために税に関する絵はがきコンクールを開催しました。応募総数344点から以下の16点が優秀作品として選ばれましたのでご紹介します。



川崎西税務署3階廊下にて掲示しています。



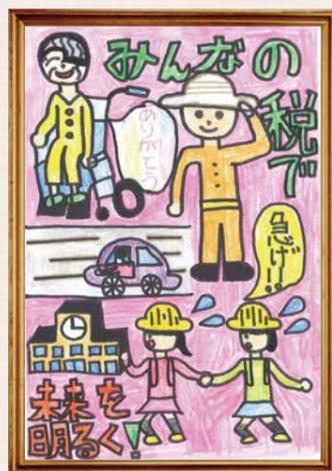
王禅寺中央小学校
田島 光さん



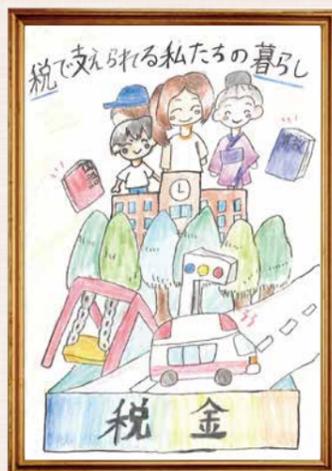
川崎西
税務署長賞
中野島小学校
鈴木 愛好さん



川崎市長賞
中野島小学校
道廣 葵子さん



川崎西
法人会長賞
中野島小学校
芥川 莉々さん



銀賞
東柿生小学校
伊崎 貴太郎さん



銀賞
菅小学校
西山 稔莉さん



川崎西
青色申告会賞
中野島小学校 堀江若奈さん



川崎西納税貯蓄組合連合会長賞
中野島小学校 加藤千晴さん



川崎西
関税会長賞
中野島小学校 田中知優さん



川崎小売酒販組合西支部長賞
中野島小学校 山本彩乃さん



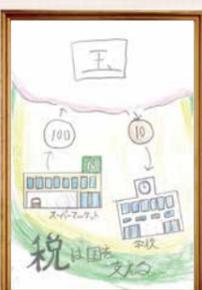
東京地方税理士会川崎西支部長賞
東柿生小学校 杉田リナさん



菅小学校 高橋理子さん



東柿生小学校 伊藤天馬さん



岡上小学校 高橋恭矢さん



菅小学校 小嶋芽桜さん



菅小学校 大沼礼奈さん



中野島小学校での授賞式

今年も力作揃いとなったワン！
参加してくれてありがとう！



行事名	開催日	時間	会場等
☆新設法人説明会 共催	2年4月(日程未定)※	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
	2年6月3日(水)	14:00～16:00	
☆決算法人説明会 共催	2年4月(日程未定)※	14:00～16:30	川崎西税務署3階会議室
	2年6月4日(木)	14:00～16:00	
☆健康セミナー	2年5月25日(月)	15:00～16:30	ホテルモリノ新百合丘7階
第8回通常総会	2年6月17日(水)	15:30～(予定)	ホテルモリノ新百合丘7階
懇親会		17:00～(予定)	

※「☆」の付いている事業は一般の方も歓迎します。 ※新設法人説明会、決算法人説明会の4月実施日に関しては、下記までお問い合わせください。

お申込は法人会事務局までお願いいたします。

法人会事務局 TEL: 044-980-4131・mail: info@kawasakinishihojinkai.or.jp



新入会員紹介

令和元年12月～令和2年2月

ブロック名	法人名	代表者名	業種	所在地	電話・URL
稲田第一	ZEST	新井 喜伸	サービス業	川崎市多摩区中野島1-24-37-402	044-944-2513
	当社は自動販売機で飲料水の販売を営業し貢献しています。				
稲田第一	株式会社アストロコネク	荒井 大作	サービス・コンサルタント業	川崎市多摩区菅北浦2-17-8 ESPOIR21 503	044-299-9009 https://www.astro-connect.com/
	星空観望会、天文教室、プラネタリウムなど宇宙イベントを提供しています。				
稲田第一	合同会社七彩企画(菅 cafe Olive)	正法地 哲彦	飲食店(カフェ)	川崎市多摩区菅馬場3-1-15-101	044-572-9391 https://sugecafe.com/
	美味しく香るコーヒーを提供するカフェを営んでいます。				
稲田第一	社労士事務所ディートラスト	徳竹 建也	社会保険労務士事務所	川崎市多摩区菅馬場2-12-35-203	050-3749-2978 https://deetrust.com/
	事務員がいない小さな規模の会社の社会保険や給与計算のアウトソーシングと、助成金申請、労務相談を中心に行っています。				
麻生	株式会社Slow Farm	安藤 良二	農産物生産、加工、販売	川崎市麻生区片平5-16-4	044-989-0774 https://www.slowfarm.jp/
	いちご狩りと直売・卸、露地野菜の直売用自社生産				
麻生	合資会社エービーエス		清掃業	川崎市麻生区早野28-4	044-987-1028
	ビル・店舗・医療・介護施設の清掃に特化した会社です。よろしくお願ひします。				

水銀灯に代わる照明 無電極ランプ

1/3の消費電力 60,000時間の長寿命 水俣条約クリア照明

節電照明はニッケン メール便・ポスティングもお任せください!



株式会社ニッケン石橋

川崎市多摩区堰 1-15-30

www.nikkenmailbin.co.jp TEL044-829-5614



無料法律相談

- 相談日 毎月第4水曜日
 - 開催時間 14:00～17:00
 - 場所 川崎商工会議所 多摩支所 多摩区登戸 2102-1 (第2井上ビル2階)
川崎商工会議所 麻生支所 麻生区万福寺 1-12-7 (山田ビル3階)
 - 相談員 担当弁護士
- 【令和2年の相談日】 ■4月22日(水) ■6月24日(水) (両日とも場所は多摩支所)
■5月27日(水) (場所は麻生支所)

※予約制につき、川崎商工会議所 麻生支所 (044-952-1191) にてご予約を受け付けています。
※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。



無料融資相談

- 相談日 随時(事前予約制)
- 開催時間 9:00～17:00
- 場所 川崎商工会議所 多摩支所 多摩区登戸 2102-1 (第2井上ビル2階)
川崎商工会議所 麻生支所 麻生区万福寺 1-12-7 (山田ビル3階)
- 相談員 川崎商工会議所 職員

※予約制につき、川崎商工会議所 麻生支所 (044-952-1191) にてご予約を受け付けています。
※商工会議所のご協力により、法人会会員が利用できます。



KAWANISHI NEWS

川崎西税務署広報大使就任式

川崎西税務署は、川崎新田ボクシングジム(川崎市多摩区登戸)の新田渉世会長(52)と同ジム所属の黒田雅之選手(33)、古橋岳也選手(32)を、昨年に引き続き、川崎西税務署広報大使に任命し、2月12日に同署にて広報大使就任式を行いました。

就任式では、杉浦 健川崎西税務署長より一人ずつに広報大使委嘱状が手渡され、その後、3人はe-TaxやQRコードを利用したコンビニ納付を体験。両選手は「スマホやタブレットを使っている人ならすぐにできます。まずは使ってみてほしい」とコメントしました。



イベント終了後、昨年、世界戦で敗れた黒田選手は、「3月30日に峯佑輔選手(六島ジム)と復帰戦で戦うことが決まりました。しっかり準備して試合に臨みたい※」と抱負を話してくれました。プロボクサーとして、また川崎西税務署広報大使として、世界で、地域で今後はますますの活躍が期待されます。



※後日試合の中止が発表されました。
写真左から杉浦税務署長、古橋選手、黒田選手、新田会長、勝然副署長。

《広報大使プロフィール》

黒田 雅之(くろだ まさゆき) 選手
1986年、東京都稲城市出身。
プロデビュー戦は2005年で、初回KOで勝利をおさめる。また、2006年度には全日本新人王のMVPを受賞。現在までのプロ戦績は、41戦30勝(16KO)。2017年には日本フライ級王者を獲得。

古橋 岳也(ふるはし たくや) 選手
1987年、神奈川県川崎市出身。
プロデビュー戦は2007年で、2回TKOで勝利をおさめる。現在までのプロ戦績は、35戦26勝(14KO)。現在「東洋太平洋スーパーバンダム級シルバー王者」。

新田 渉世(にした しょうせい) 会長
1967年、神奈川県秦野市出身。横浜国立大学在学中にプロデビューし、1996年には東洋太平洋バンダム級王座を獲得。引退後の2003年には川崎市でジムを開設し、多くの日本王者を輩出する一方、執筆、講演、テレビ出演などでも活躍中。

公益社団法人川崎西法人会 事務局
川崎市麻生区はるひ野1-15-1 リーデンスクエアはるひ野102号
TEL.044-980-4131 E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp





法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
新横浜支社/
神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3(新横浜Kビル8F)
TEL 045-471-2301

AIG AIG損害保険株式会社
横浜支店/
神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)
TEL 045-471-7541



国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで
行えます。

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

▶ 添付書類の提出省略
還付がスピーディ



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス
検索

編集後記



絵はがきコンクール今年も沢山のご応募ありがとうございました。とても素晴らしい作品の中、賞を受賞した方々おめでとうございます。新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴いイベント等中止が続いております。感染対策の基本は咳エチケットと手の清潔です。広報委員会も健康第一で活動してまいりますので引き続き「かわにし」を応援宜しくお願い致します。

広報委員会 吉澤 将人

公益社団法人川崎西法人会広報委員会
川崎市麻生区はるひ野 1-15-1 リーデンススクエアはるひ野 102 号室 TEL 044-980-4131 FAX 044-980-4646
E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp